

合衆国最高裁は、憲法修正第一条の言論の自由条項に違反するという理由で長年にわたり施行されてきた1946年商標法の「誹謗条項 (disparagement clause)」（ラナム商標法；15 U.S.C. §1052(a)）を違憲と認定した連邦巡回控訴裁判所の判決を支持した。

OLのニューズレターの過去の記事（日付を記入）の中で、ロックバンド「The Slants」のリードボーカルを務めるSimon Tamがバンド名の連邦登録を求めた際の経緯を報告した。当該商標が生死に関わらず特定の者を誹謗し、または特定の者に対する侮蔑もしくは悪評を喚起する恐れがあるという理由で、USPTOは商標法の誹謗条項に基づきTamの登録出願を拒絶した。USPTOにおける行政不服審査の процедуруを通じて拒絶を克服しようとする試みがなされたが不成功に終わった。連邦巡回控訴裁判所（CAFC）での控訴において、控訴審は大法廷審理によって憲法修正第一条の言論の自由条項に基づき誹謗条項は違憲であると認定した。

待ち望まれていた今回の判決の中で、審理に参加した最高裁判事は全員一致でCAFCの判決を支持した。ちなみに、合衆国最高裁に上告された最近のCAFC判決の行方を見守ってきた人であれば、最高裁の最近の判決にはCAFCに同意する傾向は認められないという点に気づいていたかもしれない。ところが、今回の事案においては、審理に参加した判事全員がCAFCの判決を支持することに同意したのである。

ロックバンド「The SLANTS」は、当該商標が誹謗的であるというUSPTOの判断に打ち勝って自らの商標を登録する権利を最高裁で勝ち取っただけではなかった。それと同時に、1946年以来ずっと施行されてきた商標法の一部が彼らの訴によって無効化されることとなった。これは、単に「SLANTS」という単語が誹謗的であるというUSPTOの判断が覆され、当該商標に誹謗条項は適用されないことになったというだけでなく、それを遙かに超える事態である。USPTOの判断を覆すだけの判決であれば、憲法問題を避けて通ることもできたはずである。はっきり言えば、Tam氏と彼のバンドはアジア系アメリカ人の受容性と多様性を広く知らしめようとしているのであって、それはおそらく誹謗の対極に位置する態度である。Tam氏は大量の証拠を提出し、「The SILANTS」という言葉はTam氏本人および当該バンドのメンバーが属している集団を誹謗するものではないと強く主張した。報道によれば、Tam氏が真に主張しようとしたことは、「Slants」という言葉を誹謗中傷表現の語彙目録から外して本来の中立的な語に戻すべきだということであった。ところが彼の主張はおのずから憲法がらみの様相を呈し、今や誹謗的な商標の登録を禁じた商標法の一部が国の最高審判機関によって違憲と判断されるに至ったのである。最高裁判決の多数意見は、「誹謗条項は修正第一条の言論の自由乗降に違反している」と判示している（*Joseph Matal, Interim Director, United States Patent And Trademark Office, Petitioner V. Simon Shiao Tam*—No.15-1293-(582 U.S._____, June 19, 2017)。

ALITO判事が今回の最高裁判決を言い渡し、パートI、IIおよびIII-Aに関する最高裁の意見を示した。パートIII-B、III-CおよびIVに関する意見の中では、首席判事であるTHOMAS判事とBREYER判事が判決同意意見を示した。GORSUCH判事は本件訴訟に関する酌量もしくは判断に参加していない。

最高裁が今回の判断に到達するにあたって、政府側の個々の主張は検討され、いずれも説得力を持たないと判断された。商標は政府の言論には相当せず、従って誹謗中傷を規制することによる政府の利益は、「政府助成プログラムにおける言論の自由」に関する判例に基づき適用される政府の利益には相当しない。同様に、登録制度を提供するために政府が引き受ける支出は、「政府プログラム」の法理に基づき政府が誹謗的な登録を規制することが許されるほどの十分な利益とは言えない。

本件の紛争を見解による差別に適用される厳格審査基準に基づいて判定すべきか、商業的言論に適用されるもっと緩やかな審査基準に基づいて判定すべきかを最高裁が判断する必要はない、と今回の判決の多数意見は認定している。商業的言論に関する寛大な基準に基づいて言えば、本件で争点となったような誹謗条項に基づく言論の制限は、政府の実質的な利益に奉仕するものでなければならず、その制限は当該の実質的な利益を実現することのみを目的とする狭い範囲に限定されなければならない。誹謗条項は、専ら政府の合法的な利益のみに適用されるほど狭い範囲に限定されてはいない。修正第一条による保護の核心には、人を害するような思想を表明する言論を抑止することに伴う政府の利益が存在している。多数意見の論証によれば、「単に、言論により表現される思想それ自体が聴衆の一部を傷つけるというだけの理由で、思想の公的な表明が妨げられてはならない」（引用判例は省略）。「人種、民族、性別、宗教、年齢、身体障害、その他これらに類する理由に基づいて他人をおとしめるような言論は憎むべきものであるが、言論の自由を標榜するわが国の法域が最大の誇りとしているのは、我々が『自分が嫌っている思想』を表明する自由をも保護しているということなのである」（引用判例は省略）。秩序正しい商業の流れを保護することに伴う政府の利益もまた、修正第一条の言論の自由に対する権利よりも優先されるほど重大ではない。「誹謗条項は、不当な差別を支持するような商標を排除する程度に『狭く限定された』ものではない。特定の者を誹謗するような商標であれば、誹謗される対象がいかなる人物、集団もしくは機関であるかに関わらず、この条項の適用対象となる」。

「以上のような理由から、誹謗条項は修正第一条の言論の自由条項に違反していると我々は判断する。連邦巡回の判決は支持される」。

KENNEDY 判事は、GINSBURG 判事、SOTOMAYER 判事、KAGAN 判事とともに、共同で一部同意意見を示し、判決に同意している。

同意意見の抜粋を掲げることによっても、判決に同意した判事たちの見解に関して示唆を提供することができるだろう。「別途起草される本意見書は、見解による差別に対抗するものとして修正第一条の保護が本件の商標に適用される理由を、さらに詳細にわたって説明するものである」。

同意意見が示唆するところによれば、誹謗条項は、政府の見解による差別の事例を明らかに示しており、商標が商業的言論と見なされるか否かに関わらず、適用される審査基準は引き上げられる。「商標登録の主要な目的は、出所の識別を容易にすることである・・・商標が誹謗的であるか否かと上記の目的との間には、妥当と見

なしうような関係性が存在しない。「公衆の一部を傷つけると思われる言論を取り締まるような法律は、一転して少数派や反対意見にとって不利益に作用する可能性があり、誰も得しない結果となることがありうる」。「修正第一条は、その力を政府の善意に委ねてはいない。むしろ、我々が依拠すべきは、民主社会における自由でオープンな議論の実質的な保護である」。このような文脈において見解による差別を許容することは、政府による検閲を許すことである。判決に同意した判事たちは、見解による差別の理論的解釈が示されれば当事者双方が提起したすべての争点に対処する必要はなくなると示唆している。

別途起草した同意意見を提出した THOMAS 判事は、判決およびパート II を除くすべての争点について多数意見に同意している。同判事は、問題の商標は誹謗的ではないがゆえに誹謗条項は適用されないという Tam 氏の制定法上の主張には触れようとしていない。この争点に関する上告を最高裁は却下したため、この争点が裁判所で審理されることはなく、判決が示されることもないはずである。THOMAS 判事はさらに、「言論によって伝えられる思想を抑圧するために、政府が誠実な言論を規制しようとした場合、問題の言論が商業的言論と見なしうるか否かに関わらず、常に厳格な審査を適用するのが妥当である」と主張する。この点では THOMAS 判事の見解は最高裁判決と一致している。

「誹謗条項」と同じパラグラフ（15 U.S.C. §1052(a)）に含まれている「良俗に反する」商標や「スキャンダラスな」商標の登録禁止も今回の判決によって影響を受けるのか否か、という問題は、まだ商標実務家の中でわだかまっている。これらの禁止規定が直接に問題として提起された訳ではなく、これらの禁止についても修正第一条に定める言論の自由の権利が適用されるのかという問題が採り上げられたこともなく、この問題に対する判断が示されてもいないからである。明らかに、これらの規定は今回の訴訟において無効と判示されていないのだから、判決による直接的な影響は存在しない。問題は、誹謗的な商標に関する法的推論のいくつか又は一部を、USPTO が良俗に反する商標もしくはスキャンダラスな商標に適用する可能性に関するものである。異議申立がなされた場合、これらの商標が憲法第一条の厳格な審査基準に基づいて保護されるか否か、あるいは商業的言論として比較的緩やかな審査基準に基づき保護されるか否かが問題となる可能性は大きい。良俗に反する商標およびスキャンダラスな商標は、少なくとも思想の表現と見なすことが可能であり、我々がその思想に賛同し、反対し、好感もしくは憎悪を抱くことがありうる。商業的言論に関する比較的緩やかな審査基準が適用される場合、USPTO の判断に従って良俗に反する商標もしくはスキャンダラスな商標を規制することによって、または商業の自由な流れを促進することによって実現される政府の利益は、限定された狭い範囲で法が保護しようとする実質的な政府の利益を提供するだろうか？我々は多大な関心を持ってこの発展途上の分野を見守り続けている。

結論

結局のところ、自分のバンドやその肯定的なイメージおよび社会的認知を示すメッセージを宣伝するために、Tam 氏が修正第一条に基づき「THE SLANTS」を商標として保護する権利は保護されたことになる。商標法の誹謗条項は無効であり、Tam 氏の商標もしくは他の者の商標の登録を拒絶するためにこの条項を適用することはできない。商標が特定の人物もしくは団体を誹謗していると USPTO が考えるか誹謗していないと考えるかに関

ならず、それを理由として登録が拒絶されることはありえない。

ある商標がその他の点で登録要件に合致していると仮定すれば、誹謗条項に基づいて過去に拒絶された登録や抹消された登録が今や晴れて登録可能となったのである。誹謗条項が無効とされたことで、以前であれば誹謗的と見なされたであろう商標の登録出願が奔流のごとく押し寄せる結果になるか否かは、今後の推移を見守るしかない。商標出願人は、登録の取得を求めるか否かを決定することができるし、潜在的に他人を誹謗するような社会的コメントが商標に含まれているか否かに関わらず、他人を誹謗する意図が同人にあるか否かに関わらず、その登録を求めることができる。商標が特定の人物もしくは団体を誹謗しているか否かを USPTO が判断することはない。

「他人を誹謗するような」商標の登録を求める出願が大量発生するか否か、商標法に規定された「良俗に反する」商標や「スキャンダラスな」商標の登録禁止の可否が試されるような局面が起こりうるか否かなど、今回の判決の全体的な影響はまだ予断を許さないものがある。